

1(1) 須坂市市民体育館、須坂市北部体育館

区分	時間	午前8時30分～正午 8:30～12:00			正午～午後4時 12:00～16:00			午後4時～午後6時 16:00～18:00			午後6時～午後7時30分 18:00～19:30			午後7時30分～午後9時30分 19:30～21:30		
アリーナ全面使用		5,440	8,160	2,720	5,440	8,160	2,720	2,720	4,080	1,360	2,720	4,080	1,360	2,720	4,080	1,360
アリーナ半面使用		2,720	4,080	1,360	2,720	4,080	1,360	1,360	2,040	680	1,360	2,040	680	1,360	2,040	680
アリーナ1/4面		1,360	2,040	680	1,360	2,040	680	680	1,020	340	680	1,020	340	680	1,020	340
卓球室(市民体育館のみ) 卓球台最大4台使用可		1,060	1,590	530	1,060	1,590	530	530	790	260	530	790	260	530	790	260
個人使用	一般	170	250	—	170	250	—	90	130	—	90	130	—	90	130	—
	中学生以下	90	130	—	90	130	—	60	90	—	60	90	—	60	90	—
市民体育館 電灯使用料(1時間当たり)	高照度半面	470	700	全灯照明(1000LX)			1,180	1,770	卓球室 卓球台1台当たり			50	70			
	高照度全面	940	1,410													
	低照度半面	310	460													
	低照度全面	620	930	※電灯料は50%減免なし												
北部体育館 電灯使用料(1時間当たり)	全灯使用(高照度)	990	1,480													
	低照度半面	220	330	高照度半面			440	660								
	低照度全面	440	660	高照度全面			880	920								

(2) 附属施設等

区分	単位	料金		
放送施設	1式	1回	890	1,330
会議室	1室	1回	530	790
会議室冷暖房	1台	1時間	100	—

増徴なし、50%減免なし

2 墓坂庭球場

区分	時間	午前			午後			年間使用料
		午前5時～正午		正午～午後5時				
コート占用使用(1面)		1,640	2,460	820	1,640	2,460	820	
個人使用	一般	240	360	—	180	270	—	4,400
	中学生以下	100	150	—	90	130	—	6,600
備考	占有使用は2面までとする。ただし、大会その他の市長が必要と認める場合は除く。							

使用可能期間/3月から11月まで

3 臥竜公園庭球場

区分	時間	午前			午後			夜間			年間使用料			使用可能期間 3月～11月(クレーコー ト)	
		午前5時～正午		正午～午後5時	午後5時～午後9時30分		ナイターなし		ナイターあり						
コート占用使用(1面)		2,450	3,670	1,220	2,450	3,670	1,220	4,900	7,350	2,450	市内	市外	市内	市外	
個人使用	一般	340	510	—	260	390	—	740	1,110	—	5,970	8,950	11,940	17,910	
	中学生以下	180	270	—	130	190	—	360	540	—	2,990	4,480	5,970	8,950	
備考	占有使用は2面までとする。ただし、大会その他の市長が必要と認める場合は除く。														

使用可能期間
3月～11月(クレーコー
ト)

4 須坂市柔道場、須坂市剣道場

区分		使用料(1時間当たり)			年間使用料										
全館使用		600	900	300	市内	市外									
個人使用	一般	120	180	—	3,540	5,310									
	中学生以下	60	90	—	1,770	2,650									
電灯使用料		150	220	—	年間使用料券でも 電灯使用料別途必要										
(備考)	使用時間に1時間未満の端数があるときは切り上げる。														

5 須坂市弓道場

区分	時間	午前			午後			午後5時～午後9時30分			年間使用料			
		午前5時～正午		正午～午後5時	午後5時～午後9時30分		ナイトなし		ナイトあり					
全館使用		1,640	2,460	820	1,640	2,460	820	2,510	3,760	1,250	市内	市外		
個人使用	一般	160	240	—	160	240	—	240	360	—	3,540	5,310		

6 県民須坂運動広場

区分	時間	午前5時～正午			正午から午後
----	----	---------	--	--	--------

8 須坂市野球場

区分	午前5時～正午 5:00～12:00			正午～午後6時 12:00～18:00			午後6時～午後9時30分 18:00～21:30			使用可能期間/3月から11月まで
	2,510	3,760	1,250	2,510	3,760	1,250	1,250	1,870	620	
野球場使用	380	570	190	380	570	190	380	570	190	
照明施設使用(1時間当たり)	5,230	7,840								

10 須坂小学校・常盤中学校運動場照明施設

区分	使用料			使用可能期間/3月から11月まで		
1 KW70灯使用 (1時間当たり)	3,140	4,710		※須坂小学校・常盤中学校運動場両面使用		
1 KW46灯使用 (1時間当たり)	2,090	3,130		※須坂小学校運動場		
1 KW40灯使用 (1時間当たり)	1,460	2,190		※常盤中学校運動場		
700W8灯 400W16灯	680	1,020				

11 須坂市北部運動広場

区分	使用料 (1時間当たり)			休館日以外の年間使用可		
サッカービニン用	3,600	5,400	1,800			
サッカーボール用 (1面につき)	1,800	2,700	900			
フットサル (1面につき)	600	900	300			
野球・ソフトボール	2,400	3,600	1,200	使用可能期間/3月から11月まで		
(備考) 使用時間に1時間未満の端数があるときは切り上げる。						

12 須坂市福島スポーツ広場

区分	時間			午前5時～正午 5:00～12:00			正午～午後7時 12:00～19:00			使用可能期間/3月から11月まで
クレー広場	ソフトボール場	2,450	3,670	1,220	2,450	3,670	1,220			
	サッカー場 (1面につき)	3,390	5,080	1,690	3,390	5,080	1,690			

13 備品

品目	単位	料金			・トランポリン(A)または(B)1台借用時は補助台及びスポットマット1式、マット2枚、ウレタン2枚をセットで使用。 マット等を持ち込む場合は必要な用具を借用申請する。 ・トランポリン(A)はマットの色:黄色 トランポリン(B)はの色:グレー(トランポリン支柱に記載あり) ・ミニトランポリンは単独で使用可。 ・詳細は「トランポリンの申請注意事項と必要用具一覧」を参照					
		1式	1回	410	610	200				
バレーボール用具							増徴なし、50%減免なし	増徴なし、50%減免なし		
バスケットボール用具										
バドミントン用具										
4人制ソフトバレー用具										
卓球用具										
庭球用具										
弓道用具										
放送用具										
マット	1枚	1回	120	180	60					
ウレタンマット	1枚	1回	120	180	60					
トランポリン (A)	1台	1回	390	580	190					
補助台及びスポットマット	1式	1回	510	760	250					
エアーマット	1枚	1回	210	310	100					
ミニトランポリン	1台	1回	150	220	70					
とび箱	1台	1回	410	610	200					
ジェットヒーター	1台	1回	470	-	-					
移動式冷暖房機	1台	1回	230	-	-					
野球用ベース	1組	1回	200	300	100					
サッカー用具	1式	1回	410	610	200					
マレットゴルフ用具	1式	1回	150	220	70					
(備考)										
1 1回とは、それぞれの設備、備品に直接関係ある施設の使用時間内とする。										
2 備品使用は、係員の指示に従い使用者が行うものとする。										
3 墓坂庭球場、臥竜公園庭球場の庭球用具使用料については、施設使用料に含めるものとする。										

14 使用料の増徴等

- (1) 電灯使用料、会議室冷暖房、須坂市野球場照明施設、須坂小学校・常盤中学校運動場照明施設、ジェットヒーター及び移動式冷暖房機の1時間未満は、1時間とする。
- (2) 使用者が営利を目的としないで、入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合は、規定使用料（会議室冷暖房、ジェットヒーター及び移動式冷暖房機を除く。）の2倍を徴収する。
- (3) 使用者が営利を目的として使用する場合は、規定使用料（会議室冷暖房、ジェットヒーター及び移動式冷暖房機を除く。）の15倍を徴収する。
- (4) 市民以外の者（須坂市内に勤務する者を除く。）が使用する場合は、規定使用料（会議室冷暖房、ジェットヒーター及び移動式冷暖房機を除く。）の1.5倍を徴収する。ただし、10円未満の端数があるときは、切り捨てる。
- (5) 申請時間を超過して使用する場合は、超過1時間につき、それぞれの区分に該当する使用料の1時間当たりの使用料を増徴する。
- (6) 市内在住・在勤10人以上等は団体構成員名簿と減免申請書を提出の上で50%減免とし、減免後の額に10円未満の端数があるときは切り捨てる。

※本料金表は2026年4月以降に許可を受けたものについて適用する。